

別添

規則等の名称	徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例施行規則の一部を改正する規則
根拠法令	エネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部を改正する政令、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
趣旨	エネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行う。
概要	<p>(1) 第四条第一号第一項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」を「<u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令</u>」に改める。</p> <p>(2) 第四条第一号第一項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「<u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律</u>」に、「<u>第百四十六条第一項</u>」を「<u>第百五十条第一項</u>」に改める。</p> <p>(3) 第七条第一号を「<u>県内に設置している全ての工場又は事務所その他の事業場の前年度における原油換算エネルギー使用量（省エネルギー法施行令第二条第二項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。）の合計量が千五百キロリットル以上である者</u>」に改める。</p>
施行日	<p>(1) 及び (2) については令和6年3月29日</p> <p>(3) については令和6年4月1日</p>
県民意見等を募集しなかった理由	国民のパブリックコメント手続等を経てエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行うものであるため。
その他参考事項	